

○小金井市民交流センター条例

平成22年4月13日条例第14号

小金井市民交流センター条例

(設置)

第1条 優れた音楽、演劇等の文化及び芸術を享受することができる機会並びに自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場を市民に提供するとともに市民の多彩な交流活動の推進を図るため、小金井市民交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小金井市民交流センター

位置 小金井市本町六丁目14番45号

(事業)

第3条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術に関する公演、講座、館外活動等の企画及び実施
- (2) 文化芸術に関する公演等のための施設の提供
- (3) 文化芸術活動に関する情報の収集及び提供その他の支援
- (4) 交流活動のための施設及び情報の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第4条第1項各号の基準を満たす者であって、かつ、文化芸術及び交流活動の振興を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の運営に関する業務
- (2) 交流センターの施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の使用の承認に関する業務
- (3) 施設等の利用料金の收受及び減額又は免除に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休館日)

第6条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第2火曜日及び第3火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日とする。

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用区分等)

第8条 交流センターの使用時間の区分は、前条に定める開館時間の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 交流センターは、市民ギャラリーを展示のために使用する場合を除き、同一の内容で、引き続き5日を超える使用又は例日を定める独占的な使用をすることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用の承認)

第9条 施設等を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定による承認をする場合、管理上必要があると認めたときは、その使用について条件を付すことができる。

3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。

(使用の不承認)

第10条 指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を承認しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 施設又は附帯設備をき損するおそれがあると認めたとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用料金)

第11条 交流センターの施設の利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 交流センターの附帯設備の利用料金は、規則で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 前2項の利用料金は、使用の承認を受けたときに支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、規則に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第13条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則に定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第14条 第9条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の承認)

第15条 使用者は、交流センターに特別の設備をし、又は附帯設備以外のものを使用するときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第16条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、もしくは制限し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により交流センターの使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、使用を終了したときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、使用に際し施設等に損害を生じさせた場合は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者による交流センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者不在等期間における管理業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合の交流センターの管理は、市長が行うものとし、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第6条から第10条まで、第15条及び第16条の規定の適用については、第6条及び第7条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第8条第1項中「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、同条第2項並びに第9条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者は、市又は指定管理者が」とあるのは「市長は、市が」と、第10条、第15条及び第16条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

4 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第3項の規定により支払うべき利用料金の額を使用料として、交流センターを使用する者から徴収し、これを市の収入とすることができる。

5 前項の使用料は、規則に定めるところにより、全部もしくは一部を返還し、又は減額もしくは免除をすることができる。

別表（第11条関係）

区分		全日（午前9時から午後10時まで）	
		市内	市外
文化ホール	平日	102,000円	153,000円
	休日	122,000円	183,000円
市民交流ホール	平日	26,000円	39,000円
	休日	31,000円	46,500円
練習室（会議室）1		3,900円	5,900円
練習室（会議室）2		9,600円	14,400円
練習室（会議室）3		3,400円	5,100円
和室（会議室）		5,200円	7,800円
市民ギャラリー		10,600円	15,900円
マルチパーパススペース	管理上支障がない場所に 限る。	1㎡当たり 100円	

- 1 休日とは、土曜日、日曜日及び祝日をいう。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 市内とは市内に住所を有する者、市内に事業所を有する個人もしくは法人その他の団体、市内の事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者が使用する場合を、市外とは市内に該当する者以外の者が使用する場合をいう。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額を上限とする。
- 5 交流センターを、次に掲げる用途で使用する場合の利用料金は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額を上限とする。
 - (1) テレビの公開放映又は公開録画
 - (2) ラジオの公開放送又は公開録音
- 6 全日以外の時間（以下「時間外」という。）に使用する場合の利用料金は、時間外における使用1時間（1時間に満たない場合は1時間とする。）につき、この表に定める額に100分の30

を乗じて得た額を上限とする。